

公表監第13号
平成27年12月25日
(2015年)

西宮市監査委員	亀井	健
同	鈴木	雅一
同	河崎	はじめ
同	杉山	たかのり

平成27年11月10日付西監収第43号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

西 監 発 第 103 号
平成 27 年 12 月 25 日
(2015 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員	亀 井 健
同	鈴 木 雅 一
同	河 崎 は じ め
同	杉 山 たかのり

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 27 年 11 月 10 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

平成 27 年 11 月 10 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。

監査委員が市長に対して、平成 27 年 1 月 28 日付で印刷業者と契約し、後日、「廃棄処分した印刷物」（高齢者交通助成割引購入証）の印刷費（平成 26 年度予算執行分。以下「本件印刷費」という。）について、市が支払った印刷代金 1,190,484 円を市に返還させることを求める。

（理由及び事実を証明する書面）

別紙のとおり。

第2 監査の実施

1 請求の受理など

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、平成 27 年 11 月 16 日、請求を受理することに決定しました。

2 監査の対象事項

本件印刷費 1,190,484 円について、市長に返還させることを求めるという請求が認められるか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市健康福祉局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、平成 27 年 11 月 27 日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

第3 監査の結果

本件職員措置請求に関連しては、同一の請求人から、平成 27 年 8 月 24 日付で、市長に対して、本件印刷費 1,190,484 円を市に返還させることを求める旨の職員措置請求（以下「前回職員措置請求」という。）が提出され、これを受理したうえで監査委員の協議に基づいて、同年 10 月 23 日付西監発第 72 号により、同請求人に監査結果を通知したところです。

判例によると、住民監査請求につき「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であつても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決）とされています。

そこで本件職員措置請求を検討したところ、請求人は、前回職員措置請求に係る監査委員の判断内容を違法と主張するほか、本件印刷費に係る印刷物が廃棄されており、平成 26 年度予算及び平成 27 年度予算のそれぞれにおいて、平成 27 年度高齢者交通助成事業の対象者に交付されるべき割

引購入証の印刷費が執行され、印刷業者に対する二重払いになっているなどと主張しますが、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為は、本件印刷費の支出であって、本件印刷費に係る印刷物が廃棄されていた等の主張は、前記判例がいう「新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合」に該当するものです。

また、請求人は、西宮市議会の議決を受けず、印刷業者に本件印刷費として代金 1,190,484 円を支払った市長及び決裁した当時の健康福祉局長は、民法第 709 条及び第 719 条の責任を負うとも主張しますが、この点についても、請求人が監査対象とする財務会計行為は、本件印刷費の支出に帰するのであり、当該財務会計行為が違法であることにより、当該職員に賠償責任が発生していると主張していると解されるため、前記判例にいう「新たに違法、不当事由を追加し」た場合に該当すると考えられます。

したがって、本件請求は、不適法なものであるので、却下します。

(請求人が記載した請求理由の抜粋)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載し、事実証明書及び法条の引用などは省略しました。

- 1 監査委員は請求人に平成 27 年 10 月 23 日付の監査結果の通知 2 監査委員の判断「しかし、当該支出負担行為が財務会計法規に違反したとの主張は請求人によってなされておらず、また、監査委員において支出負担行為その他の書類を調査したところ、西宮市契約規則その他の財務会計法規に違背した事由は認められません。」

監査委員は執行機関（健康福祉局）から平成 26 年度の印刷物と平成 27 年度の印刷物が存在するという、事実を承知しているにもかかわらず、聴聞せず、西宮市の反論書を引用して請求人の請求を「却下」したものである。

監査委員になっている 2 名の監査委員（市議会議員）は印刷物の沿革を承知しているにも関わらず放置する行為は不作為であり、この行為こそ違法である。

監査委員は「公金で購入した品物を次に購入したので、無駄になったから廃棄した。」そのような事実があっても、違法でないというなら「会計法の条文」を示して「却下」処分をするべきである。

そもそも、印刷物については平成 26 年 3 月の市議会に河野昌弘（前、西宮市長）が市議会に予算の提案をして承認を得たものである。それを引き継いだ今村岳司（西宮市長）が平成 27 年 1 月 27 日に平成 27 年度の高齢者交通助成割引購入証を金 3,000 円の平成 26 年度の印刷代金 1,190,484 円を平成 27 年 1 月 28 日付で印刷業者と契約しています。

「市議会の承認を得ていない。」ことに対して平成 27 年 3 月 12・16・19 日の西宮市議会予算特別委員会において否決され、更に同日の西宮市議会においても西宮市議会各会派から否決された、後に第 112 条の 1 「議員の議案提出権」に基づき高齢者交通助成割引購入証を従来の 5,000 円の修正案を平成 27 年 3 月 19 日の議会で議決を受けた印刷代金 1,345,410 円を平成 27 年 4 月 10 日で契約・決裁したものである。平成 26 年度の印刷代金 1,190,484 円と平成 27 年 3 月 19 日の議会で議決を受けた平成 27 年度の印刷代金 1,345,410 円と印刷代金を 2 度に渡り支払っても良い法律はありません。

平成 26 年度、1,190,484 円で印刷した高齢者交通助成割引購入証については職員が現物確認後に不用となった為に「廃棄処分」とした。

地方自治法第 112 条の 1 「議員の議案提出権」、第 149 条の 2 「担当事務」

監査委員が上記の自治法を却下の理由にした事が法令を遵守していない事実を説明する。

市長の専権事項と解釈して却下の理由としたが、今村岳司が独自で 3,000 円と立案したことが「担当事務」であっても「廃棄処分」した事とは結びつきません。

本件について監査委員は健康福祉局に対して「反論書」を提出させていますが、請求人が申し出した「印刷代金とした平成 26 年度と平成 27 年度の 2 度の支出につき」健康福祉局に尋ねていません。

今村岳司（西宮市長）行為は平成 27 年 3 月 19 日の議会の議決を受ける前の平成 27 年 1 月 27 日に市議会の議決を受けず、既に平成 26 年度の印刷代金 1,190,484 円を平成 27 年 1 月 28 日付で印刷業者と契約しています。

健康福祉局の経緯と反論の平成 16 年度より割引購入証の印刷については準備期間を逆算して当該年度分を前年度予算で執行することとしてまいりました。

印刷代金を 2 度支払った事実を監査委員は承知しているにも拘らず、請求人に対して補正の資料提出を求めることもせず、更に、健康福祉局に資料提出を求めず、設問をしていない。また、監査委員（市議会議員 2 名）は西宮市議会で違法行為を耳にして事実を承知しているにも関わらず、健康福祉局に対して平成 26 年 3 月議会に河野昌弘（前、市長）が予算の提案（5,000 円）を市議会に提出して可決されたが、今村岳司の予算案（3,000 円）は可決されたのでない事を監査委員ら承知しているにも拘らず、審議せず不作為である。

平成 16 年度から平成 27 年度までこのような二重払いになる事件は起きていません。

これを放置していたなら、市議会議員及び監査委員にも責任が及びます。

地方自治法第 2 条第 4 項・第 16 項の違反であり、第 17 項には「無効」とある。

2 民法第 709 条「不法行為による損害賠償」

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

一般の不法行為が成立するためには、民法第 709 条の法文を分析すると。

- ① 今村岳司、西宮市長に故意又は過失があったこと。
- ② 西宮市民の権利又は法律上保護される利益（税金）が侵害されたこと。
- ③ 今村岳司（西宮市長）に責任能力があること。（民法第 712 条・第 713 条）
- ④ 西宮市に損害が発生し、今村岳司（西宮市長）と田中厚弘（当時、健康福祉局長）の加害行為との間に因果関係があること。（損害発生に因果関係）

今村岳司、西宮市長と田中厚弘、健康福祉局長の行為は刑法第 253 条の業務上横領罪に該当するものと思料する。

民法第 719 条、行政手続法第 32 条

3 捜査行政機関の使命

- (1) 捜査行政機関の捜査官である警察官及び検察官は一般職の公務員である、国家公務員法・刑法・行政不服審査法に拘束されている。
- (2) 警察の捜査に基本職務については、犯罪捜査規範に規定されている。検察庁は、警察を指揮監督する立場であるので、この法令を順守しなければならない。
- (3) 刑事事件とは、他者に被害・損害を与える不法行為で、刑罰法に該当する行為のことを言う。刑法は、憲法・民法等による私権の擁護を基本として、全法令の不法行為に対する罰則であるので、不法行為を取り締まるのが警察及び検察庁の使命である。

捜査行政庁は法令所管庁が管理する法令の正義（法令所管庁公認の語意・文意-有権定義）を照会確認する（刑訴法第 197 条第 2 項）ことは最も重要な職責である。

犯罪捜査の規則として、犯罪捜査規範がある。

憲法第 31 条・民法第 1・709・719 条・刑法第 1・8・38-3 条項など及び以下の規定により法務省・総務省等に確認。

刑法1一条項の条文、「この法律は、日本国内において罪（全ての法令に背いた不法行為）を犯したすべての者に適用する。」＝警察庁広報室・刑事局教養係に確認

- (4) 警察官は犯罪の端緒を積極的に得るように努めなければならない。被害届は官轄に関係なく全て受理しなくてはならない。被害届は口頭又は文書でできる。参考人供述調書作成をした場合は被害届の作成は省略できる。犯捜規第59・61条・刑訴法第241条による。

西宮市の議決を受けず平成27年1月28日付で印刷業者に印刷代金として1,190,484円を支払った今村岳司（西宮市長）と決裁した田中厚弘（当時、健康福祉局長）は民法第709条及び同法第719条の責任を負うものである。

その後、地方自治法第112条の1「議員の議案提出権」による市議会議員の修正提案が議決されて平成27年3月19日の議会で議決を受けた印刷代金1,345,410円は行政手続き上、有効である。

地方自治法第2条

監査委員は地方自治法第242条第1項の規定により、請求人が証拠として提出した資料及び監査局が健康福祉局から提出させた「平成26年度及び平成27年度印刷代金の二重支払事件」の証拠資料を精査し、民法第709条（判例）及び第719条（判例）に照らして上記の必要な措置を取ることを請求する。

（事実を証明する書面）

- 1 平成27年1月28日付 印刷業者と契約した。（今村岳司）印刷代金1,190,484円
- 2-1 平成26年度当初事業別予算要求書（河野昌弘）
平成26年度・西宮市一般会計歳入歳出予算事項別明細書
- 2-2 平成27年3月12日・16日の市議会厚生分科会記録
- 2-3 平成27年3月19日の予算特別委員会記録・市議会の議事録
- 2-4 平成26年度の割引購入証は不要になったので「廃棄処分」にした。
・平成23年度から平成27年度の契約締結伺
- 3 平成27年4月10日付 印刷業者と契約した。
印刷代金1,345,410円（今村岳司）
- 4-1 行政法総論
- 4-2 民法第709条「不法行為による損害賠償」
- 4-3 民法第719条「共同不法行為者の責任」
- 5 捜査行政機関の使命
- 6 平成27年10月23日付 監査の結果通知書